

令和7年度(第1次募集)
健康・医療関連産業創出支援事業費
補助金

【公募要領】

組織改正に伴い、組織名及びメールアドレスを変更しました。
(令和7年4月)

【募集期間】

令和7年3月17日(月)から4月25日(金)17時15分まで
※ 補助金交付決定額の総額が予算額に達した場合は、第2次募集は行いません。

【寄附制限】

本補助金の交付決定の通知を受けた日から1年間、政治資金規正法第22条の3第4項の規定による寄附制限が適用されますので、御注意ください。

【お問合せ・受付先】

広島県商工労働局 バイオ・ヘルスケア産業課
TEL: 082-513-3351
E-mail: syobio@pref.hiroshima.lg.jp
ホームページ: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/229/>

令和7年4月
広島県商工労働局

目 次

I 補助事業の概要	3
1. 補助事業の目的	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業	3
4. 補助事業の区分等	4
5. 補助対象経費	5
6. 申請手続	9
7. 補助事業スケジュール	10
8. 補助事業者の義務	10
9. 産業財産権等の帰属	11
10. その他	11
11. 審査項目	13
II 補助事業の実施等に係る経理等の諸注意	16
1. 関係書類等の記録、管理、保存	16
2. 補助対象経費の支払方法	16
3. 補助対象物件の検収	16
4. 経費ごとの証拠書類	17
5. 証拠書類の整理方法	18
6. 旅費について	19

I 補助事業の概要

1. 補助事業の目的

この事業は、広島県内に事業所を有し、かつ「ひろしま医療関連産業研究会」又は「広島バイオテクノロジー推進協議会」の会員企業が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、健康・医療関連分野における製品化・事業化を促進し、もって本県における健康・医療関連産業の拡大に資することを目的としています。（事業規模：3,000 万円 ※10 件程度の採択を想定）

2. 補助対象者

この事業は、広島県内に事業所を有する、次のいずれかの会員企業（以下「事業者」という。）が、単独又は2者以上の事業者が構成する共同体として申請できます。なお、個人事業主は含まれません。

名称	担当	問い合わせ先
ひろしま医療関連産業研究会	商工労働局 バイオ・ヘルスケア産業課	082-513-3351 syobio@pref.hiroshima.lg.jp
広島バイオテクノロジー推進協議会	農林水産局 農業技術課	082-513-3559 nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp

3. 補助対象事業

(1) 補助対象となる事業の分野

○次に掲げる医療機器等^{※1}の製品化・事業化のための研究開発など健康・医療関連分野への新規参入、当該分野での事業拡大を行うための事業活動^{※2}が補助対象事業です。

※1 専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く

※2 通常の生産活動を除く

①医薬品	医薬品医療機器等法 ^{※3} 第2条第1項に規定する医薬品（原薬中間体を含む）
②医薬部外品	医薬品医療機器等法 ^{※3} 第2条第2項に規定する医薬部外品
③医療機器	医薬品医療機器等法 ^{※3} 第2条第4項に規定する医療機器及びこれらの部品、部材
④再生医療	医薬品医療機器等法 ^{※3} 第2条第9項に規定する再生医療等製品及びこれらの関連資機材
⑤体外診断用医薬品	医薬品医療機器等法 ^{※3} 第2条第14項に規定する体外診断用医薬品及びこれらの関連資機材
⑥福祉機器	福祉用具法 ^{※4} 第2条に規定する福祉用具及びこれらに類するもの
⑦特定保健用食品	内閣府令 ^{※5} 第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品
⑧機能性表示食品	食品表示基準 ^{※6} 第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品
⑨創薬研究	創薬研究のための支援・受託サービス
⑩健康増進、介護予防	健康の保持及び増進、介護予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品 ^{※7} 又はサービス

※3 医薬品医療機器等法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

※4 福祉用具法：福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

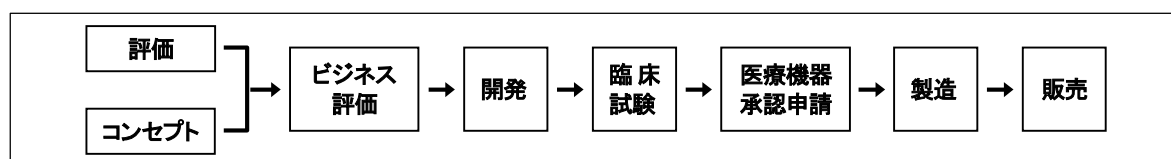
※5 内閣府令：健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令

※6 食品表示基準：食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準

※7 フェムテック及びフェムケア関連を含む

(2) 補助対象となる研究開発のフェーズ

○事前研究・可能性調査から事業化・販路拡大までの取組に係る経費が補助対象です。



段階	事前研究・可能性調査	研究開発・技術開発	事業化・販路拡大
例	- マーケティング - コンサルティング - 基礎研究、予備研究 - 技術調査、ベンチマーク - 特許調査 - 薬事事前調査	- 試作品作成 - 研究設備、資材購入 - 評価試験、分析測定 - 大学等との共同研究 - 知的財産取得 - 非臨床試験	- 薬事承認 - 展示会出展 - 販路開拓コンサル - 業務提携、アライアンス - 認証、規格取得 - 広告PR

(3) 補助対象とならない事業

○申請内容から判断し、以下に該当する事業は補助対象外とします。

- ・本公募要領にそぐわない事業（「3(1) 補助対象となる事業の分野」に該当しない事業を含む）
- ・事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業
- ・法令に違反する恐れがある事業
- ・その他申請要件を満たさない事業

4. 補助事業の区分等

	連携型	一般型	挑戦型
補助事業区分	・2者以上の事業者が連携して実施する事業 ・医療機関や大学等と連携して実施する臨床研究等を含む事業	・単独の事業者が実施する事業	・1者以上の事業者が実施する事業で、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新技術を活用した製品化・事業化等に取り組むもの
補助率	2／3以内	1／2以内	2／3以内
補助限度額	600 万円	300 万円	100 万円
補助対象経費	物件費、外注委託費、研究連携費、販促費、諸経費、人件費		左記のうち、人件費を除く
交付の要件	・事業期間の終了後5年以内に事業化を行うことを前提としたもの		・将来的に、事業化を行うことを前提としたもの
補助事業期間	交付決定日～令和8年3月 31 日（最長）		

○同一年度内の同一事業者による申請は、補助事業区分ごとに1件とし、最大3件までとします。

○挑戦型では、同一テーマでの採択は1回限りとします。次年度以降は、研究開発のフェーズを変えた上で、連携型や一般型で申請してください。

○連携型・一般型では、同一テーマの研究開発であっても、取組内容が異なる場合は、複数年度にて申請可能です。ただし、年度ごとに審査の上、採択を決定します。

○連携型の要件及び注意事項は、次表に掲げるとおりです。

要件	<2者以上の事業者が連携して実施する事業の場合> ・事業者がそれぞれの技術・ノウハウを持ち寄ってはじめて成り立つ事業であること。 <医療機関や大学等と連携して実施する臨床研究等を含む事業の場合> ・「臨床研究等」とは、医療機器等の臨床研究、治験、製造販売後調査をいい、倫理委員会での審査を要する事業であること。
注意事項	<2者以上の事業者が連携して実施する事業の場合> ・2者間に資本関係がある場合は「<u>一般型</u>」とする。 ・単に外注先等が会員企業である場合は「<u>一般型</u>」とする。 <医療機関や大学等と連携して実施する臨床研究等を含む事業の場合> ・医療機関や大学等と連携して実施するが、「臨床研究等」を含まない事業は「<u>一般型</u>」とする。

5. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助金対象経費」という)は、補助事業の遂行に必要な経費のうち、補助事業の対象として明確に区分して経理され、かつ、経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる必要があります。

(1) 経費区分・経費内訳

- 補助金対象経費は補助事業区分ごとに異なり、挑戦型では人件費は補助対象外です。
- 補助金の額は、経費区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)の合計額です。
- なお、事業収支計画書には、必ず2つ以上の経費内訳における支出を計上してください。(例えば、機械装置費のみ、直接人件費のみの支出計画は認められません。)

補助対象経費			補助事業区分	
経費区分	経費内訳	要約	連携・一般型	挑戦型
物件費	①原材料費	原材料・副資材及び試薬等の購入	○	○
	②機械装置費	機械装置・ソフトウェア等の購入・借用	○	○
外注委託費	③外注加工費	事業化に係る加工業務の外注	○	○
	④調査・試験費	事業化に係る調査・試験等の委託	○	○
	⑤申請・出願費	事業化に係る申請・出願等の委託	○	○
研究連携費	⑥技術指導費	外部専門家等から技術指導の受入	○	○
	⑦共同研究費	大学・研究機関との共同研究費	○	○
販促費	⑧出展費	展示会の出展料、小間料等	○	○
	⑨デザイン・広告費	事業化に係る広告物作成等の委託	○	○
諸経費	⑩諸経費	機械装置・設備の利用料、旅費等	○	○
人件費	⑪直接人件費	研究開発に直接従事する者の人件費	○	×

(2)経費内訳ごとの注意事項

○経費内訳ごとに整備すべき証拠書類や注意事項が異なりますのでご確認ください。

【物件費】① 原材料費

原材料・副資材及び試薬等の購入に要する経費(試作品の開発を含む)

- ・ 購入量は必要最低限にとどめ、補助事業期間内に使い切ることが原則です。未使用残存品は補助対象とはなりません。
- ・ やむを得ず必要以上の数量を発注し、補助事業に要した数量が明確な場合は、按分により算出した経費を補助対象とすることができます。
- ・ 購入した原材料は、受払簿にて管理し、発生した仕損じ品やテストピース等は保管してください(保管が困難なものは写真撮影による代用可)。

【物件費】② 機械装置費

・機械装置又は工具器具の購入、試作、借用、据付又は修繕に要する経費
・ソフトウェア等の購入又は借用に要する経費

- ・ 改良とは、機能を高め又は耐久性を増すために行う行為をいいます。
- ・ 修繕とは、保守に伴って行う原状回復等の行為をいいます。
- ・ 据付とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限り、設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
- ・ 中古品の購入も可能ですが、価格設定の適正性が明確な場合に限り、対象となります。

【外注委託費】③ 外注加工費

他の事業者加工等を外注する際に要する経費

- ・ 外部に単純な加工等の業務を発注する場合、書面等(様式任意)により、事業者が仕様等を定めて外注先に提示する必要があります。
- ・ 研究開発要素を含む外注はできません。
- ・ 補助事業者成果物等が帰属する必要があります。

【外注委託費】④ 調査・試験費

事業化に係る調査、評価、試験等の業務に要する経費

- ・ 発注書や契約書等の書面により、委託内容や金額等を明記してください。
- ・ 研究開発要素を含む外注はできません。
- ・ 補助事業者成果物等が帰属する必要があります。

【外注委託費】⑤ 申請・出願費

事業化に係る申請・審査、届出及び特許の出願等に要する経費

- ・ 発注書や契約書等の書面により委託内容や金額等を明記してください。
- ・ 専門事業者と契約を締結したものが対象です。
- ・ 発明等の出願業務等を委託する場合、補助事業に係る発明等の権利化を目的とした委託に要する経費が対象であり、次の経費は対象にはなりません。
 - 1) 各国の特許庁に納付する手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
 - 2) 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合の経費
- ・ 補助事業期間内に申出・出願・特許の取得等が完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合は対象にはなりません。

【研究連携費】⑥ 技術指導費

外部専門家等から技術指導を受け入れる際に要する経費

- ・ 金額によらず、契約書(指導期間、延べ指導時間、契約金額、指導内容及び指導者氏名・略歴が明記されたもの)を作成してください。
- ・ 謝金及び旅費は、支出単価の根拠が補助事業者の定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

【研究連携費】⑦ 共同研究費

大学、研究機関と共同で行う研究開発に要する経費

- ・ 金額によらず、契約書(研究期間、契約金額、共同研究内容、共同研究者等が明記されたもの)を作成してください。
- ・ 奨学寄附金は対象となりません。

【販促費】⑧ 出展費

展示会、見本市等への出展に要する経費

- ・ 主催者又は主催者が指定する事業者に支払う出展料、小間代、会場整備費等のほか、出展のため必要な印刷製本費、通訳・翻訳料、運搬費、保険料も対象となります。
- ・ ランチョンセミナーに係る弁当代等で主催者の指定業者による調達に限定されているものなど、会場費用と不可分であると認められる経費であれば対象となります。
- ・ 展示会出展に限り、交付決定日前の申込みを対象とすることができます。ただし、請求書発行日と展示会開催日のいずれか早い日が交付決定日以降でなければいけません。

【販促費】⑨ デザイン・広告費

事業化に係る製品等のデザイン及び広告物作成等の業務に要する経費

- ・ 発注書や契約書等の書面により委託内容や金額等を明記してください。
- ・ 補助事業以外の自社製品・サービス等の広告や会社案内に関する経費は対象になりません。
- ・ 印刷代を計上する場合は、事業に必要な部数のみ補助対象となります。
 - 1) 申請書に配布先やスケジュール等が明示されている場合はその部数
 - 2) 明示されていない場合は事業期間内に使用した部数(要受払簿)

【諸経費】⑩ 諸経費

機械装置や設備の利用等に要する経費、その他知事が特に必要と認める経費

- ・ 特許等を他者から譲渡等される場合、金額によらず、契約書(特許等の内容、契約金額等が明記されたもの)を作成してください。
- ・ リース等の場合は、合理的な期間を設定し、補助事業期間中に要する経費のみとします。契約期間が補助事業を超える場合の補助対象経費は、按分等により算出された補助事業期間分となります。
- ・ 旅費は、事業を行うために必要な国内外出張に係る経費(交通費、宿泊費、日当)を対象とします。また、外部専門家等の旅費については、技術指導費に計上してください。詳しくは 18 ページをご確認ください。

【直接人件費】⑪ 人件費

研究開発に直接従事する者の研究開発業務従事時間に対する経費

- ・ 補助事業の内容がソフトウェア又は情報処理関連技術の研究開発以外の場合は、補助対象経費総額の1/2を超えない額とします。
- ・ 「健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」により

算出してください。

- ・ 補助事業者が時間外労働に係る手当等を支給している場合、時間外労働時間(残業・休日出勤等)も直接従事時間に含められますが、支給している手当等の額より多く交付することはできません。
- ・ 管理職等についても、手当等を支給していない場合は、残業時間を直接従事時間に含めることはできません。
- ・ 補助事業者と雇用関係にない者は、対象になりません。
- ・ 補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額が確定しているものであって、給与規定等により事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると確認できる人件費については対象となります。

※事業期間終了後に支払手続を行った場合には、支払が完了した時点で速やかに広島県への報告及び確認を受けなければなりません。

(3) 補助対象とならない経費

- ・ 発注から支払までの一連の手続が補助対象期間内に行われていない経費(人件費と展示会等の出展申込みを除く)
- ・ 必要性及び金額の妥当性を、証拠書類によって確認できない経費
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 他の取引と混同・相殺して支出が行われている経費
- ・ 光熱水費、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費、通信費などの経常的経費
- ・ 収入印紙
- ・ 各国の特許庁に納付される出願手数料等
- ・ 振込等手数料、代引手数料
※取引先が負担している場合は、手数料相当額を除いた額を補助対象として計上できます
- ・ 公租公課(関税を含む)及び各種保険料(展示会等出展に係るものを除く)
- ・ 補助金交付申請書等の書類作成及び送付に係る費用
- ・ 県による検査等への対応に係る費用
- ・ 汎用性があり、用途が当該事業に限定できないもの(文房具、パソコン、プリンタ等の購入費)
※研究開発に真に必要なものであり、相応の理由がある場合は補助対象とすることが可能
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(4) 補助対象経費全般にわたる留意事項

○16 ページ「Ⅱ 補助事業の実施等に係る経理等の諸注意」をご覧ください。

○連携型において、連携事業者間の取引にかかる費用を補助対象経費に含める場合、利益を含まない原価取引(市場取引価格未満)で調達する場合に限ります(医療機関、大学等との取引を除く。)。また、自社調達を行う場合には、製造原価等とします。

○外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算します。

6. 申請手続

補助事業に申請予定の場合はエントリーシートにてお知らせください。

(1) 公募期間

令和7年3月17日(月)から令和7年4月25日(金)17時15分まで

(2) 申請・問合せ先

商工労働局 バイオ・ヘルスケア産業課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号(県庁東館2F)

TEL:082-513-3351 E-mail:syobio@pref.hiroshima.lg.jp

(3) 申請方法

○申請は、代表事業者が電子メールにて必要書類の提出により行ってください。

郵送での提出も可能です(4月25日(金)17時15分必着)。

連携事業者分の人件費に関する書類に限り、事業者が個別に提出することも可能です。

(4) 提出書類

○次の書類をPDF形式にて提出してください。なお、提出書類は返却しません。

	書類	様式
必須	補助金交付申請書	第1号
	補助事業計画書	第1号別紙1
	事業収支計画書	第1号別紙2
	直近2期分の決算書 ^{※1}	任意
直接人件費を計上する場合	直接人件費の計算に係る必要書類	様式第1号など ^{※2}

※1 連携型の場合は、連携事業者分すべて(医療機関、大学等は不要)

※2 健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則 参照

(5) 審査方法・基準

○広島県が設置する審査会において、13～15ページの「別表1～3」に示した審査項目により審査を行います。

○申請した事業の内容が、「3(3)補助対象とならない事業」に該当する場合、審査の対象から除き、不採択とする場合があります。

○広島県は必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

(6) 交付決定

○審査結果を踏まえ、広島県が予算の範囲内で補助金交付事業を決定し、審査結果は代表事業者に対して文書により通知します。

○交付決定事業は、広島県のホームページにて補助事業者名、所在地、テーマ名及び交付決定額を公表します。

○交付決定においては、事業の内容等について条件を付したり、補助金交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

(7) 重複交付の排除

○申請しようとする事業と同一の内容で、すでに国や他の自治体等の補助金等の受給が決定している場合は応募できません。ただし、同時期に応募し採択結果判明後にいずれかを辞退することは可能です。

7. 補助事業スケジュール

	時期	広島県	補助事業者
令和7年	3月17日(月)	公募開始	
	4月4日(金)	エントリーシート締切	エントリーシート提出
	4月25日(金)	公募締切	補助事業申請
	5月下旬	補助金審査会	
	6月上旬	交付決定	
	11月	中間検査	状況報告
令和8年	4月10日(金)(最長)		実績報告
	4月	補助金額の通知	請求書提出
	5月	補助金支払	

8. 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 補助事業の変更、中止又は廃止

- 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に知事の承認を得なければなりません。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければなりません。
- 補助事業を完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

(2) 事業化の報告

- 補助事業終了の翌年度以降5年間、補助事業の事業化等の状況について事業化状況報告書を作成し、各会計年度の終了後30日以内に知事に報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。

(3) 補助事業で取得した財産の管理等

- 補助事業により取得した機械等の財産、効用の増した財産(単価50万円以上(税抜)のものに限ります。)については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。他の用途への転用はできません。
- 知事が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。販売、処分、目的外使用する場合は、財産処分の承認が必要です。
- 当該財産を処分したことによって得た収入の一部を県に納付(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)しなければならない場合があります。
- 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願や取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合、補助事業において産業財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、遅滞なく産業財産権届出書により届出なければなりません。

(4)提出が必要な書類

	種別	様式 (根拠規定)	提出期限等
事業期間内	■事業内容を変更、廃止するとき 事業内容変更(等)承認申請書	様式第3号 (第7条)	変更(等)の都度、速やかに
	■事業遂行が困難になったとき 補助事業遅延等報告書	様式任意 (第7条)	事故等の都度、速やかに
事業終了時	■事業が完了したとき 補助事業実績報告書	様式第4号 (第8条)	補助事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業完了日の属する会計年度の翌年度4月10日のいずれか早い日
	■補助金を請求するとき 補助金精算払請求書	様式第5号 (第9条)	補助金の額の確定通知受領後、速やかに
事業終了後	■取得財産等を処分するとき 取得財産処分承認申請書	様式第7号 (第12条)	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める期間の経過以前において財産を処分しようとする都度
	■事業化状況を報告するとき 事業化状況報告書	様式第8号 (第13条)	補助事業を行う県の会計年度終了後5年間、毎年4月30日
	■産業財産権等を出願等するとき 産業財産権等届出書	様式第9号 (第14条)	補助事業を行う年度終了後5年間経過以前において産業財産権等を取得等した都度

9. 産業財産権等の帰属

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合、その権利は補助事業者に帰属します。

10. その他

(1)中間検査、確定検査等

- 事業の実施期間中、事業の進捗状況を確認するため、実地検査等を行うことがあります。
- 補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後に精算払します。
- 原則として、補助事業終了時の補助金額確定に当たり、取得した物品等や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る経費は補助対象とはなりません。
- 事業の実施後、補助金額の適切な確定のため、実地検査を行うことがあります。
- 補助事業者が、「広島県補助金等交付規則」等に違反する行為等(他の用途への無断転用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付決定の取消、返還命令、不正内容の公表等を行うことがあります。

(2)経理処理

- 補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

(3)個人情報情報の利用範囲

- 申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(4)提出資料等の取扱に記載の場合を除く。)
- ・審査及び審査に係る事務連絡、通知等
- ・(採択された場合)事業に係る事務連絡、事業後のフォローアップ、追跡調査等の連絡

(4) 提出資料等の取扱

○事業者から提出された書類及び書類に記載された情報は、原則非公開情報として広島県の規定により適切に管理し、主に本事業の審査のために使用します。この使用には、外部有識者による審査のため、郵送等にて送付することを含みます。

○なお、採択案件については、交付決定事業者名、テーマ名及び交付決定額を、広島県ホームページ等で公表することとしています。

(5) 政治資金規正法

○本補助金の交付決定日から1年間、政治資金規正法第22条の3第4項の規定による寄附制限が適用されますので、御注意ください。

11. 審査項目

別表 1

健康・医療関連産業創出支援事業費補助金審査項目（連携型）

項目 / 審査の主な視点
1 事業の妥当性 ⇒ 事業自体についての評価、ビジネスとして成立するか。
〔課題解決の的確性〕 ⇒課題の設定と目指す姿(解決策)が的確であるか。
〔市場ニーズの妥当性〕 ⇒市場ニーズと規模が妥当で、ターゲットが明確か。
〔補助事業の必要性・有効性〕 ⇒補助事業が課題解決に直接的・本質的に貢献するものか。
〔事業内容の新規性・優位性〕 ⇒製品・サービスに新規性、独自性があるか。既存、競合製品・サービスに比べ優位性(価格、性能等)があるか。
2 事業内容, 実施方法の妥当性 ⇒ 事業の内容と遂行能力について評価
〔事業結果(アウトプット)の妥当性〕 ⇒目標の設定が難易度, 実現性から見て的確か。
〔実施体制の実効性・遂行能力①〕 ⇒技術力, 経験知・ノウハウ等の経営資源を有するか。
〔実施体制の実効性・遂行能力②〕 ⇒自己資金調達など財務状況に問題はないか。
〔実施体制の実効性・遂行能力③〕 ⇒連携が妥当であり、連携により大きな効果創出が期待できるか。
〔事業経費の妥当性〕 ⇒事業遂行にあたり適切な経費積算がされているか。
〔実施計画の妥当性〕 ⇒実施スケジュールが適切かつ精緻に設計されているか。
3 事業成果への期待度 ⇒ 補助金交付の意義
〔事業効果(アウトカム)の妥当性〕 ⇒早期事業化による生産額目標達成への寄与が見込まれるか。
〔事業化ロードマップの合理性〕 ⇒事業化に向けたロードマップが具体的かつ論理的で、説得力があるか。
4 加点項目
〔パートナーシップ構築宣言の公表〕 ⇒応募締切日時時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表しているか。

別表2

健康・医療関連産業創出支援事業費補助金審査項目（一般型）

項目 / 審査の主な視点
1 事業の妥当性 ⇒ 事業自体についての評価、ビジネスとして成立するか。
〔課題解決の的確性〕 ⇒課題の設定と目指す姿(解決策)が的確であるか。
〔市場ニーズの妥当性〕 ⇒市場ニーズと規模が妥当で、ターゲットが明確か。
〔補助事業の必要性・有効性〕 ⇒補助事業が課題解決に直接的・本質的に貢献するものか。
〔事業内容の新規性・優位性〕 ⇒製品・サービスに新規性、独自性があるか。既存、競合製品・サービスに比べ優位性(価格、性能等)があるか。
2 事業内容、実施方法の妥当性 ⇒ 事業の内容と遂行能力について評価
〔事業結果(アウトプット)の妥当性〕 ⇒目標の設定が難易度、実現性から見て的確か。
〔実施体制の実効性・遂行能力①〕 ⇒技術力、経験知・ノウハウ等の経営資源を有するか。
〔実施体制の実効性・遂行能力②〕 ⇒自己資金調達など財務状況に問題はないか。
〔事業経費の妥当性〕 ⇒事業遂行にあたり適切な経費積算がされているか。
〔実施計画の妥当性〕 ⇒実施スケジュールが適切かつ精緻に設計されているか。
3 事業成果への期待度 ⇒ 補助金交付の意義
〔事業効果(アウトカム)の妥当性〕 ⇒早期事業化による生産額目標達成への寄与が見込まれるか。
〔事業化ロードマップの合理性〕 ⇒事業化に向けたロードマップが具体的かつ論理的で、説得力があるか。
4 加点項目
〔パートナーシップ構築宣言の公表〕 ⇒応募締切日時時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表しているか。

別表3

健康・医療関連産業創出支援事業費補助金審査項目(挑戦型)

項目 / 審査の主な視点
1 事業の妥当性 ⇒ 事業自体についての評価、ビジネスとして成立するか。
〔課題解決の的確性〕 ⇒課題の設定と目指す姿(解決策)が的確であるか。
〔市場ニーズの妥当性〕 ⇒市場ニーズと規模が妥当で、ターゲットが明確か。
〔補助事業の必要性・有効性〕 ⇒補助事業が課題解決に直接的・本質的に貢献するものか。
〔事業内容の新規性・優位性〕 ⇒製品・サービスに新規性、独自性があるか。既存、競合製品・サービスに比べ優位性(価格、性能等)があるか。
2 事業内容、実施方法の妥当性 ⇒ 事業の内容と遂行能力について評価
〔事業結果(アウトプット)の妥当性〕 ⇒目標の設定が難易度、実現性から見て的確か。
〔実施体制の実効性・遂行能力①〕 ⇒技術力、経験知・ノウハウ等の経営資源を有するか。
〔実施体制の実効性・遂行能力②〕 ⇒自己資金調達など財務状況に問題はないか。
〔実施体制の実効性・遂行能力③〕 ⇒課題解決にむけたアプローチに実現性があるか
〔事業経費の妥当性〕 ⇒事業遂行にあたり適切な経費積算がされているか。
〔実施計画の妥当性〕 ⇒実施スケジュールが適切かつ精緻に設計されているか。
3 事業成果への期待度 ⇒ 補助金交付の意義
〔事業化ロードマップの合理性〕 ⇒事業化に向けたロードマップが具体的かつ論理的で、説得力があるか。
4 加点項目
〔パートナーシップ構築宣言の公表〕 ⇒応募締切日時時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表しているか。

Ⅱ 補助事業の実施等に係る経理等の諸注意【採択後は必ずご確認ください。】

1. 関係書類等の記録、管理、保存

- 補助事業の経費を明確に区分するため、補助事業専用の帳簿(補助簿)や預金通帳を備えるなど、一般の経理と分離した整理・処理をしてください。
- 補助事業の経費に係る伝票等の証拠書類は、費目毎(物品別、件別)に整理し、補助事業が終了した日の属する会計年度終了後 10 年間保存しなければなりません。詳しくは 18 ページをご確認ください。

2. 補助対象経費の支払方法

- 補助対象経費の支払は、原則として銀行振込により行ってください。
- 補助事業者の規程に従った現金やクレジットカード(1回払いのみ)の使用を認めます。ただし、使用・支払に係る証拠書類の整理・保存と、事業期間内の引き落とし完了が条件になります。
- 手形の裏書譲渡による支払、他の取引との相殺による支払及びファクタリング(債権譲渡)による支払は認めません。
- 次の要件を全て満たす場合は、手形・小切手による支払も対象経費とすることができます。
 - ・自社発行であること
 - ・補助対象期間内に当座勘定照合表等で当該経費の決済の確認が可能であること
- 小切手による場合は、可能な限り補助対象経費のみの単独小切手にしてください。約束手形による場合は、補助対象期間中に決済(満期日)が到来する手形により支払を行ってください。
- 外国通貨による場合は、支払日当日の公表仲値で円換算してください。

3. 補助対象物件の検収

- 補助対象物件が納品された際、直ちに検収を行い、次のいずれかの方法で書面にて整理してください。検収日が補助対象物件等の取得日になります。
 - ・検収調書を作成
 - ・納品書に検収済みである旨と日付及び担当者名を記載又は検収印を押印
- 返品や手直しを行った場合は、伝票等にその旨を明確にしてください。
- 補助対象物件には、補助事業により取得したことが識別できるよう補助事業年度、補助事業名等を表示してください。

(例)

年度
健康・医療関連産業創出支援事業費補助金
整理番号：機 1 物件名：〇〇〇〇〇〇〇

4. 経費ごとの証拠書類

- 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なる場合もありますので御注意ください。
- 経費区分ごとに必要な証拠書類等は次表のとおりです。各証拠書類は、原則として左から順に日付の整合がとられます。ただし、契約内容により先払いがある場合は、この限りではありません。
- 別に定めがある場合を除き、証拠書類を省略することはできません。

		→ 時系列 →								
経費内訳	仕様書	見積書	合見積書	発注書※1	請書又は契約書	納品書	請求書	銀行振込明細書	その他	取得財産等管理台帳
① 原材料費		○	△	○	△	○	○	○	受払簿	
② 機械装置費	○	○	△	○	△	○			写真	△
③ 外注加工費	○	○	△	○	△	○				△
④ 調査・試験費		○	△	○	△	報告書				
⑤ 申請・出願費		○	△	○	△	報告書			成果品	
⑥ 技術指導費					○	報告書				
⑦ 共同研究費					○	報告書				
⑧ 出展費	要綱	○	△	○	△	報告書			写真	
⑨ デザイン・広告費	○	○	△	○	△	報告書			成果品 受払簿 ※2	
⑩ 諸経費※3		○	△	○	△	○				
⑪ 直接人件費	・給与支払明細書 ・出勤簿、タイムカード等 ・「健康・医療関連産業創出支援事業費補助金における直接人件費の計算に係る実施細則」に規定する書類									

- ※1 発注・委託内容を明記すること。ただし、請書又は契約書を作成している場合で、請書等で発注・委託内容と発注日（業務開始日）を確認できる場合は、発注書の作成は省略可。
- ※2 印刷物等を作成した場合は、受払簿にて管理すること。
- ※3 支出の内容により必要となる証拠書類が異なるため、事前に相談すること。旅費については 19 ページ参照。

○太枠内△の経費は、発注金額(税込)によって要否が異なります。

・合見積書

10 万円未満	見積書を1社以上から徴すること。
10 万円以上	原則として、見積書を2社以上から徴すること。ただし、発注内容の性質上、複数の見積書を徴することが困難な場合は、選定理由書を添付すること。

・請書又は契約書

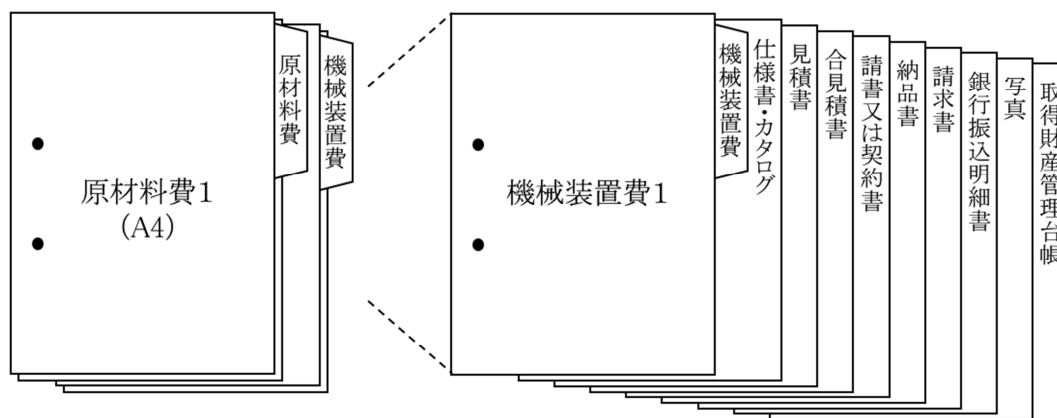
50 万円未満	請書・契約書は省略可	
50 万円以上 150 万円未満	請書(総金額、品名・規格・数量・単位・単価・金額・納入期限・納品場所等を明記)の発行を受けること(契約書の締結でも可)	
150 万円以上	契約書が必要	
金額によらず必須	技術指導費	指導期間、延べ指導時間、契約金額、指導内容及び指導者氏名・略歴等を明記
	共同研究費	研究期間、契約金額、共同研究内容、共同研究者等を明記
	諸経費	補助事業に係る特許等を他者から譲渡、実施許諾を受ける場合に要する場合

・取得財産等管理台帳

税抜 50 万円以上	機械装置費	税抜 50 万円以上の機械装置等を購入した場合
	外注加工費	税抜 50 万円以上効用が増した財産がある場合

5. 証拠書類の整理方法

- 各証拠書類は、経費の区分毎に、かつ、案件、物件、研究開発従事者別に付番してください。
- 証拠書類を郵送または持参して提出する場合、「4. 経費ごとの証拠書類」の時系列順に綴ってください。A4より小さな定型伝票等の場合は、台紙(A4)に貼付してください。



- 証拠書類をメールで提出する場合、証拠書類ごとに PDF ファイルを作成してください。ファイルには、「経費の区分頭文字 番号ー証書書類の内容」の順に名付けてください。

(例)

機械装置費1(100 万円)	機械装置費2(60 万円)	委託費1(8万円)
機 1-仕様書.pdf	機 2-仕様書.pdf	
機 1-見積書.pdf	機 2-見積書.pdf	委 1-見積書.pdf
機 1-合見積書.pdf	機 2-合見積書.pdf	
機 1-契約書.pdf	機 2-請書.pdf	委 1-発注書.pdf
機 1-納品書.pdf	機 2-納品書.pdf	委 1-納品書.pdf
機 1-請求書.pdf	機 2-請求書.pdf	委 1-請求書.pdf
機 1-銀行振込明細書.pdf	機 2-銀行振込明細書.pdf	委 1-銀行振込明細書.pdf
機 1-写真.pdf(画像形式可)	機 2-写真.pdf(画像形式可)	委 1-成果品.pdf
取得財産等管理台帳.pdf(まとめて記載)		委 1-受払簿.pdf

6. 旅費について

- 補助事業の対象となる旅費は、交通費、宿泊費及び日当に限ります。
- 出張の用務は、当該事業の実施に必要なものでなければなりません。補助事業としての位置付けが不明確な出張に係る旅費は、補助対象経費となりません。
- 旅費の計算及び旅行行程は、予め定める事業者の出張旅費規程に基づき処理してください。
- ただし、下記の経費は補助対象としません。
 - ・ 領収書により金額が確認できない交通費及び宿泊費
 - ・ 往復2万円(税込)未満の交通費
 - ・ 銀行振込受領書等により支払の事実が確認できない旅費
- ※支払の相手方(出張者)、支払日、支払額等を明確にしてください
- ・ グリーン車等の特別に付加された料金
- ・ プレミアムシート、ビジネスクラス等の特別に付加された料金。
- 移動には公共交通機関の利用を原則としますが、時間短縮効果が高い、徒歩では運搬が困難な荷物があるなど、特に必要となる事情がある場合にはタクシー利用を認めます。
- なお、出張旅費規程を定めていない事業者は、補助事業における旅費に関するルールを策定する等、合理的な運用を心がけてください。
- 出張行程に補助事業と異なる事業等が含まれる場合は、按分等の方法により補助事業に係る部分のみを補助対象経費とします。
- 出張者、用務先、日付、目的のほか、用務先での従事内容を記載した出張報告書(様式任意)を作成してください。
- 証拠書類は、出張命令書、旅費計算書、請求書、領収書、出張報告書、振込明細書等の帳票類を整理します。